

水路業務法（昭和25年法律第102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和8年3月12日

第二管区海上保安本部長

白崎 俊介（公印省略）

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

- (1) 名 称 秋田県秋田地域振興局
- (2) 住 所 秋田県秋田市山王四丁目1番2号

2 水路測量を実施する区域及び期間

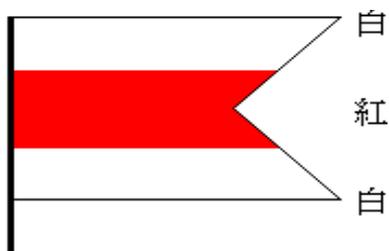
- (1) 区 域 琴浜海岸（付図のとおり）
- (2) 期 間 令和8年3月23日から
令和8年12月25日（内20日間）

3 水路測量の実施方法

GNSSによる測位、音響測深機による測深

4 航行船舶に対する安全措置

水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める標識を掲揚



測量区域図

次の各点に囲まれた区域

縮尺 1:15,000

点	B(緯度)	L(経度)
イ	40° 02' 03.640"	139° 54' 33.026"
ロ	40° 02' 36.958"	139° 54' 59.165"
ハ	40° 02' 26.912"	139° 55' 20.839"
ニ	40° 01' 53.594"	139° 54' 54.699"

深浅測量 18測線
 水面幅 W = 600m
 測線間隔 20m、100m
 全線とも沖から陸に向かって観測する。

